

四万十町教育委員会会議録（平成29年5月定例会）

1. 日 時 平成29年5月12日（金） 15:00～16:50

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教 育 長 川上哲男

教 育 委 員 大村和志 中屋建八 岡林雅子 宮崎正行

事 務 局 教育次長 熊谷敏郎

生涯学習課 課長 林瑞穂

学校教育課 課長 西谷典生 副課長 東孝典

教育研究所 所長 岡澄子

4. 傍聴者

4名

5. 日 程

（1）開会

（2）会議録署名委員の指名（岡林雅子委員）

（3）議題

①教育長職務代理者の使命について

②承認第1号 専決処分の承認について（学校運営協議会の指定）

③承認第2号 専決処分の承認について（学校運営協議会委員の委嘱）

④承認第3号 専決処分の承認について（図書館協議会委員の委嘱）

⑤議案第1号 四万十町教育研究所運営委員会の委員の委嘱について

⑥議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●●）

⑦議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●● ●●）

（4）協議事項

（5）報告事項

①四万十町少年補導センター運営協議会委員について

（6）その他

①川口小学校運動会の参加について

②四万十町教育委員会学校訪問について

③文化的施設要綱について

④道徳教科書採択について

⑤次回日程について

6. 議 事

教育長 : 個人情報が含まれておるということで、議案第1号、第2号、第3号につきましては非公開ということにさせていただきたいと思いますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、議案第1号、第2号、第3号につきましては非公開ということで行わせていただきます。

それでは、ただいまより5月定例教育委員会を開催したいと思います。

教育長 : それでは、議題① 教育長職務代理者の指名についてでございます。

(教育長より、議題① 教育長職務代理者の指名について、宮崎正行委員を職務代理者に指名した。)

教育長 : よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 任期につきましては、教育長が別の教育委員を指名するまでか、教育長が欠けた場合は新しい教育長が任命され、当該教育長が新たに職務代理者を指名するまでが任期ということだと思いますので、よろしくお願いをいたします。それでは、②承認第1号 専決処分の承認について(学校運営協議会の指定)、事務局の説明を求めます。

(事務局より、②承認第1号 専決処分の承認について(学校運営協議会の指定)、説明する。)

教育長 : 専決処分の承認についてということでございます。何かご質問等はございませんか。ご質問等がないようでしたら、承認ということでよろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、承認第1号 専決処分の承認について(学校運営協議会の指定)につきましては、承認ということで決定をさせていただきたいと思います。

続いて、承認第2号 専決処分の承認について(学校運営協議会委員の委嘱)でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局より、③承認第2号 専決処分の承認について(学校運営協議会委員の委嘱)、説明する。)

教育長 : この承認第2号につきまして、ご質問等ございますか。

委 員 : ご本人たちに会っていない状態で承認をしなければいけないというシステムですので、もう少し詳しい情報というのは必要じゃないかと思います。

事務局 : 今回の委員の委嘱につきましては追加分でありますので、詳しい資料も添えておりません。本来でありますと、専決ではなく、議案として出してご承認いただくというのが本当でありますので、今後においては、判断がいただけるような資料にしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

教育長 : この運営協議会委員につきましては、これはどちらかというと推薦が保護者の方か

ら出てきているということです。

事務局 : 地域住民ということです。

委員 : その事情はよく分かりましたので、専決をしたときの承認理由だけをお聞かせください。

教育長 : この承認の理由について、面識のほうがありまして、先ほど地域の方からも出てきているということも踏まえて、学校運営協議会に適しているということになります。

委員 : 面談をされたということですか。

教育長 : 面談ということではなしに、会の方へ私も行っておりましたので、実際にそういう場で本人と、面談というか、面識というような形になろうかと思います。

委員 : 面識は当然ないという前提で専決をするときに承認をして、さらにその承認を承認するという形になってますので、ご説明いただくときにそういった形を今後、取っていただいた方が、より、組織的に責任が持てる方式ではないかと思います。

事務局 : 専決書の中にも書かれてありますように、学校長から推薦のあったという文言がありますので、今後、提出する場合にはそういった推薦書を添えて提案したいと思います。よろしくお願いします。

教育長 : それでは、承認第2号 専決処分の承認について（学校運営協議会委員の委嘱）につきまして、皆さん、承認をしていただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、承認第2号 専決処分の承認について（学校運営協議会委員の委嘱）は、承認されました。

続いて、承認第3号 専決処分の承認について（図書館協議会委員の委嘱）ということでございます。事務局の説明を求めます。

（事務局より、④承認第3号 専決処分の承認について（図書館協議会委員の委嘱）、説明する。）

教育長 : 承認第3号 専決処分の承認について（図書館協議会委員の委嘱）は、承認をしていただくということでよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、承認第3号 専決処分の承認について（図書館協議会委員の委嘱）については、承認ということで決定をさせていただきます。

議案第1号、2号、3号につきましては、非公開ということで了解をいただいておりますので、次の4番目協議事項ということになりますけれども、協議事項のほう、事務局は構いませんか。

（委員より、議事録のあり方、総合教育会議等について提案あり。）

教育長 : それでは、4番目の協議事項というところはないというところで、次に5番目の報告事項ということでございます。1番目の①として四万十町少年補導センター運営協議会委員について、報告を事務局よろしくお願いします。

（事務局より、報告事項① 四万十町少年補導センター運営協議会委員について、説明する。）

教育長 : それでは、報告事項につきましては、これを終わらせていただきます。

次に6番目ということでその他に入りたいと思います。
休憩します。

(休憩中)

教育長 : 休憩を解きまして正常とさせていただきます。
6番その他、よろしくお願いします。

(事務局より、その他① 川口小学校運動会の参加について、説明する。)
(協議後、岡林委員が出席することとなった。)

教育長 : 続いて、②四万十町教育委員会学校訪問についてであります。

(事務局より、その他、②四万十町教育委員会学校訪問について、説明する。)

教育長 : この学校訪問につきまして、皆さんよろしいですか。訪問した後に、皆様方の声も聞かせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
次に文化的施設要綱についてです。

(事務局より、その他③文化的施設要綱について、説明する。)

教育長 : 皆様方のご意見等を伺いたと思いますが、いかがでございましょうか。
教育委員会としても大きな動きということになってくると思いますので、また皆様方のご意見等をいただきたいと思います。この件についてはよろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : その他というところで説明が出た訳でございしますが、他ございませんか。私の方から一つ、ご報告ということで、また詳しいことは6月になろうかと思います。

(教育長より、その他④道徳教科書採択について、説明する。)

教育長 : 休憩を取らせていただいた後に非公開の議案第1号から3号を始めたいと思います。
それでは、休憩とさせていただきます。

(休憩中)

教育長 : 休憩を解きまして正常とさせていただきます。
非公開というところに入っていきたいと思います。議案第1号 四万十町教育研究所運営委員会の委員の委嘱について、事務局の説明をお願いします。

(事務局より、議案第1号 四万十町教育研究所運営委員会の委員の委嘱について、説明する。)

教育長 : 議案第1号につきまして、委員の皆さんのほうからご質問等ございませんか。

- 委員：教諭以外は、それぞれ充て職、学識経験者は別ですが、充て職じゃないですか、教諭選定はどのような形で選定していますか。
- 教育長：校長会のほうについては校長会長、教頭会については教頭会長、PTAは窪川地区と大正・十和地区となっています。それで、教諭については、大きな学校というところで窪川小学校、窪川中学校のほうから代表として出てきていただいている状況になっております。
- 教育長：どうでしょう、何かございませんか。
- 委員：これに関連して。ということは、ここにも右側の、13ページの参考のところに運営委員は次の区分の委員会が委嘱するということに、教諭2人と書いているので、ほぼ教諭代表というところも、限りなく充て職に近いということなんですよ。それがいとかいけなくなくて、それで、第7条の2番、運営委員会は研究所の事業計画、調査研究課題、その他運営に関する重要事項について審議し、所長に助言するということで、この目的である研究所の円滑な運営が図れていると、これまでは、そういうふうなことできているという判断でよろしいのでしょうか。
- 教育長：7条の第3号というところがありますが、その中から選出ということになると、やはりあて職というような形が強いというところはある訳ですが、選出するにあたって、十分こういった研究所の運営にあたることができる方を選出していただいていると、そういうことで出してきていただいているということでもあります。
- 委員：そういう選出をしていただいているのですが、2番のことが常に達成されているのであれば、僕は構わないと思います。何をもって達成しているという結論を出しているのかということも、事務局の方で把握してと思われるので、私は承認で構わないと思います。
- 教育長：議案第1号の説明について、何かございませんか。
- それでは、議案第1号 四万十町教育研究所運営委員会の委員の委嘱について、承認ということで構いませんか。
- 全委員：はい。
- 教育長：それでは、議案第1号 四万十町教育研究所運営委員会の委員の委嘱については、承認をさせていただきますので、12ページの案というところの案を消していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。
- 続いて、議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて、事務局の説明を求めます。
- (事務局より、議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者●● ●● ●●)、説明する。)
- (事務局より、14ページの校区外就学基準の訂正の説明あり。)
- 教育長：委員の皆様方からご意見等を伺いたいと思います。何かございませんか。
- ご質問、ご意見等がないというところでございます。よって、議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●●)は、承認ということにさせていただきます。
- 続いて、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者●●● ●●●)、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者●●● ●●●)、説明する。)

教育長 : 事務局から説明がありました。議案第3号につきまして、委員の皆さんのご質問、ご意見をお伺いいたします。何かございませんか。

委 員 : お二人とも最初、指定校区外就学申請の取扱いのところの保護者氏名がお母さんになってますよね。お父さんもいらっしゃいますよね、二人とも。

事務局 : 特にはないですね。保護者は父でも母でも大丈夫です。

教育長 : よろしいですか。他に委員さん、何かございませんか。それでは、他にご意見、ご質問等もないということでございます。議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者●●● ●●●)は、承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者●●● ●●●)は、承認とさせていただきますと思います。

以上、本日提案をさせていただいた議案等については以上でございますけれども、その他のほうも終わっておりますが、皆さん、この会を閉じてよろしいでしょうか。

それでは、平成29年5月定例会四万十町教育委員会を閉じさせていただきます。

(閉会)

6月の定例委員会予定 平成29年6月6日(火)

教育長 : _____

署名人 : _____